

## ■法人市民税

法人市民税は、市内に事務所や事業所等がある法人にかかる税で、資本金等の額及び市内の従業者数に応じて負担する均等割と法人税額に応じて負担する法人税割があります。

### 納税義務者

納 税 義 務 者	納 め る 税 額
市内に事務所や事業所がある法人	均等割額と法人税割額
市内に寮や宿泊所等がある法人で事務所や事業所等のない法人	均等割額

### 申告と納付

法人市民税の申告には主に確定申告と中間（予定）申告があり、法人自ら計算した均等割、法人税割の税額を申告・納付するよう決められています。

申告の種類	均等割額	法人税割額	申告と納付の期限
予定申告	均等割税額×算定期間 中において事務所等を 有していた月数÷12	前事業年度の確定申告の法人税 割額×6÷前事業年度の月数	事業年度開始の日以後 6 か月を経過した日から 2 か月以内
中間申告	均等割税額×算定期間 中において事務所等を 有していた月数÷12	事業年度開始日から 6 か月の期 間を 1 事業年度とみなして、仮 決算により計算した額	事業年度開始の日以後 6 か月を経過した日から 2 か月以内
確定申告	均等割税額×算定期間 中において事務所等を 有していた月数÷12  ※当該事業年度におい てすでに中間（予定）申 告により納付した税額 がある場合にはその額 を差し引いた額	法人税額をもとに計算した額  ※当該事業年度においてすで に中間（予定）申告により納付した 税額がある場合にはその額を差 し引いた額	事業年度終了の日の翌日 から原則として 2 か月以 内

## 均等割の税額

$$\text{均等割額} = \text{税額（年額）} \times \text{事業所等を有していた月数} \div 12$$

### 均等割の税額

資本金等の額(※)・区分	市内の従業者数	税額（年額）
公益法人等	従業者数に関わらず	5万円
1千万円以下の法人	50人超	12万円
	50人以下	5万円
1千万円を超え1億円以下の法人	50人超	15万円
	50人以下	13万円
1億円を超え10億円以下の法人	50人超	40万円
	50人以下	16万円
10億円を超え50億円以下の法人	50人超	175万円
	50人以下	41万円
50億円を超える法人	50人超	300万円
	50人以下	41万円

市内の従業者数及び資本金等の金額は、課税標準の算定期間の末日で判定します。

## 法人税割の税額

### ①令和4年4月1日以後に開始する事業年度

資本金等の額(※)	法人税割額
5億円以上の法人	法人税額×8.4%
1億円超5億円未満の法人	法人税額×7.2%
1億円以下の法人、資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は人格のない社団等	法人税額×6.0%

### ②令和4年3月31日以前に開始する事業年度

$$\text{法人税割額} = \text{法人税額} \times 6.0\%$$

事務所、事業所等が複数の市町村にある場合には、法人税額を従業者数であん分して計算します。

(※) 資本金等の額とは、地方税法第321条の8第1項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における資本金等の額となります。